

〔大城 毅議員 登壇〕

○10 番 大城 毅君 それでは、本日最後、「ヨーガりたい」大城 毅が質問をいたします。子どもの貧困が改めて大きな問題になっています。沖縄県が全国に例がない独自の子ども貧困実態調査を実施し発表しました。全国平均の 16.3 パーセントを大きく上回る 29.3 パーセントが貧困状態にあることが明らかにされました。南風原町でも平成 28 年度予算において、子ども貧困対策事業として子ども元気 ROOM を各中学校区に設置して居場所を確保し、支援を必要とする子どもたちに対して生活支援、学習支援、食事の提供、さらに保護者への養育支援などを行うとしています。支援を必要とする子どもたちに支援の手がしっかりと届くように期待しています。そこで、町の子どもの貧困対策について伺います。まず、本町の子どもの貧困の実態がどう把握されているか。今後調査する計画があるかどうか伺います。それから、ここで手元にある答弁書とは文言が変わりますが、昨日の新聞に載りました県の計画案ができております。子どもの貧困対策計画案に対応する町の計画を策定し進める考えがあるか伺います。

(3) 必ずしもそうだとすべて決めつけるわけではありませんけれども、多くの場合、子どもの貧困は親の貧困に由来することが多い観点から具体的に次の 3 点を提案いたします。町内でも優秀な事業所であるのが南風原町役場だと思います。地方自治体である南風原町役場が、ワーキングプアを推奨することになってはなりません。その立場から役場の非正規職員を増やすだけでなく、正規職員の定員増、それから非正規職員に産休や育休制度を設けてはどうかということでお伺いいたします。同様な趣旨で、役場の発注に対して正規職員の率、生活可能な賃金が従業員に支払われているかどうかなどを評価項目に加える仕組みを導入してはどうかという提案でございます。県の実態調査で貧困率が全国の約 2 倍であるにもかかわらず、生活保護の受給比率は全国 5 位、就学援助を受けている率は 10 位です。周知の徹底が大きな課題になっています。県の計画では、現状の 20 パーセントである就学援助を知らなかったというこの数値を、2021 年までにゼロにするとしています。そこで就学援助の周知について改善の余地がどうなっているか。また、その受給基準の緩和でこれまで受給できなかった子どもたちにも受給ができるようにしてはどうかという提案でございます。

次に、南風原町はこれまで医療費の中学校卒業までの無料化を実現し、子どもの健康はもとより子どもの保護者の家計負担の軽減に大きな役割を果たしております。それだけではなく、若い世代の人口増にも貢献していると思います。このように、南風原町は子どもの貧困対策の面でも進んだ面もあります。子どもの貧困は、さまざまな要因もあり総合的に進めていく必要があります。そこで子どもの貧困に対する各部の施策、これはたくさんあると思いますので継続事業は別として、例えば増額をしたらどうかあるいは新規にとりといったことに限ってどうなっているか伺います。

次に、待機児童の状況と対策について伺います。先ほど午前中の質疑でもありましたけ

れども、新年度の保育申し込みで入園を断られた子どもの数がどうなっているか改めてお伺いいたします。先ほどの答弁にもありましたし、それから町政一般報告でもございましたが、子ども・子育て支援計画を前倒して保育所を増やすべきではないか改めて確認の意味でお伺いいたします。

次に、大変具体的な項目ですけれども、南星中学校のテニスコートの水はけが悪くなってあちらこちらに水たまりが残るため支障をきたしていると聞いております。調査をして改善するべきではないかということでお伺いいたします。

それから、毎回質問しておりますがなかなか役場のほうで実現が進みませんバス停の屋根の設置についてであります。当間原バス停への屋根設置の進捗状況を改めてどうなっているかお伺いいたします。

それから、この役場の前、津嘉山の翔南製糖前、それから今ちょうど工事をしている津嘉山交差点、それぞれ那覇向け（上り）のバス停について県に要請をしているかどうかをお伺いいたします。

最後に、喜屋武の県道の通学路の改善についてです。県道 86 号線、照屋交差点から翔南小学校向け約 100 メートル、喜屋武 91 番地付近で歩道が切れています。通学路であり大変危険な状態であります。何回か、また別の議員からも指摘されております。この進捗状況についてお伺いいたします。以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目、子どもの貧困を（1）についてお答えします。町では平成 26 年から課題を抱える子どもの対策について議論を進めてきました。そのなかでデータで把握したものが小中学校の不登校及びその可能性のある児童生徒数、中卒及び高校中退数、若年出産数、一人親世帯の数であります。これらの対応を行うことで、課題を抱える子どもたちを救うことができると考えております。改めての調査は現在考えておりません。

（2）についてです。南風原町子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に関する事項も掲載されています。去る 3 月 15 日に開催しました子ども子育て会議において、地域で取り組む事業も説明し計画に追加することとしましたので、今後は同計画に沿って事業を進めてまいります。

3 点目については、①、②、③と 3 点に分かれていますので、①、②についてお答えし、③については教育部から答えていただきます。①臨時、嘱託職員は、臨時的な事業の対応、育児休業等職員の代替、その他専門的な業務対応等行政サービスを維持していくために配置しています。正規職員の定数を増やすことについては、財政事情も含め時々の判断が必要になります。平成 28 年度は、前年度退職者数と比較し 7 人（うち派遣 1 人）の職員増となります。また、臨時職員及び嘱託職員について平成 28 年度より産前産後休暇、育児時間

休暇、生理休暇を取得できるように規則の改定を行いました。臨時職員の育児休暇については、地方公務員の育児休業に関する法律に適用除外の項目があります。嘱託職員については、県内市町村の状況等も踏まえて検討してまいります。②についてであります。役場の公共事業の発注に際して正規職員の率や生活可能な賃金が従業員に支払われているかどうか等を評価項目に加えることについて、正規職員の率については入札参加申請書類に職員数の記載がないことから把握することは難しいと考えます。また、従業員の賃金については、個人情報観点からも困難であり、現在行っている南風原町指名競争入札参加指名基準に則って進めてまいります。

(4) についてであります。ここも町部局、教育部の両方に係る案件ですのでまとめてお答えします。まず民生部では新規で子ども元気 ROOM 事業、子ども元気補助員配置、社協委託で子ども等貧困対策支援事業を拡充事業として養育支援事業を行い、関連機関と連携して包括的に子どもの貧困対策に取り組んでまいります。教育部では、要保護・準要保護児童生徒援助費を引き続き実施するとともに、平成 27 年度より事業開始した非課税世帯等就園援助費の年齢を 4 歳まで拡大して実施してまいります。

質問事項 2 点目の待機児童の状況と対策はどうなっているか (1) についてお答えします。新年度の保育園の申込で待機となった子どもの数は、3 月 8 日現在で 259 人となっています。

(2) についてです。町子ども子育て支援事業計画において想定していた数値より、0 歳から 5 歳の人口の伸びが大きく待機児童が増えてきていることから、3 月 15 日に開催しました子ども子育て会議において現状報告をし、待機児童解消に向けた計画変更を了解していただきました。平成 28 年度におきまして早急に新設保育園増など変更計画に沿って対応してまいります。

質問事項 4 点目、バス停への屋根設置を進める取組はどうなっているか (1) についてお答えします。当間原バス停の屋根設置に伴う用地確保の状況については、南部国道事務所において用地取得や物件補償の交渉が現在も難航していると聞いております。(2) についてです。役場前と津嘉山交差点の上りのバス停上屋については、平成 26 年 10 月に沖縄県へバス停上屋の設置要請を行っております。それに基づき県が現場調査を行った結果、役場前のバス停や津嘉山交差点については、埋設物や歩道部の狭小によりバス停上屋の基礎を築造する際に支障があることが分かり、バス停上屋の設置が困難との回答がありました。津嘉山の翔南製糖前につきましては、上屋設置に向けて要請をしてまいります。

質問事項 5 点目、喜屋武の通学路となっている県道改善の進捗状況についてお答えします。喜屋武 91 番地付近の整備については、南部土木事務所で事業化されており、昨年 12 月に用地の不動産鑑定を終え、3 月中には地積測量図の完成予定で、平成 28 年度早期に物件調査委託業務を発注すると確認をしております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 それでは質問事項 1. 子どもの貧困対策を問うに関する (3) ③ についてのご質問にお答えいたします。就学援助費制度の周知については、町広報紙、町ホームページへ援助申請について掲載するとともに、入学時及び毎年度の申請時に全児童生徒の保護者に対し就学援助制度のお知らせの文書を配布しています。また、給食費の納付相談時においても就学援助制度を説明し、同制度の周知に努めております。今後とも引き続き、同制度の周知を強化するとともに、新たな周知方法についても調査検討をしております。また、受給基準につきましては、生活保護世帯、それから町民税非課税世帯、生活保護基準所得額 1.3 未満の世帯が対象となります。ちなみに 1.3 未満と申しますのは、基準としては県内市町村を比較しましても広い受給基準でございます。

質問事項 3. 南星中学校テニスコートの水はけの悪さを調査改善すべきに関するご質問にお答えいたします。(1) でございますが、水はけのよくない場所は学校側と協力して水たまりができないように補修整備を行ってまいりたいと考えております。そのあとは、学校側と随時協力をして維持管理を強化してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございます。それでは、1 点ずつ再質問をさせていただきます。まず、子どもの貧困についての実態把握ですが、不登校及びその可能性のある児童生徒数など調査で把握しており、これらの対応を行う上ではこれで対応できるという趣旨のご答弁でした。これは今の教育委員会ともかかわるわけですが、南風原町で就学援助についての周知にはいろんな機会を捉えて努力しているということですが、現実に沖縄県全体としては 21 パーセントでしたか 2 割の方がその制度を知らないという状態がある。これを 6 年計画でゼロに持っていくという計画を立てているわけですね。南風原町の場合、例えばこの就学援助について同じような数値は把握していますか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 お答えいたします。子育てにつきましては、県から報告された資料がありましてその中にはアンケートなど一緒ではなくて平成 25 年度の就学援助率と保育料の 1 階層、2 階層の比較をした比率があります。これを基にした県の比率は 78.98 パーセントとなっておりますが、南風原町は 1 階層、2 階層の対象者に対して就学している率が 86.27 パーセントということで県内上位から 5 番目の順位になっていまして、他と比較して周知できているのではないかという認識を持っています。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 課長から丁寧な答弁がありました。そういった数値から困難を抱えている家庭において全県の標準よりも周知がされているということが推定されるというような答弁でした。それはそれでお受けしたいと思います。これは今就学援助のことを1つの例にして、県が沖縄県の子どもの調査をした際に把握したさまざまな状況を南風原町は南風原町としてしっかりと把握する必要があるのではないかとというのが趣旨です。沖縄県は他の都道府県に先駆けて県単独の子どもの貧困率を調査し発表いたしました。子どもの貧困の実態を把握しないでは有効な施策は行えず、また効果の検証も難しくなると思います。しかし、こういった言わば負の実態を把握して明らかにするというのは、自治体としてはかなり勇気の要ることだという評価があります。調査して発表した以上は、それを改善していく努力が当然責任として負わされることから、そういう意味では沖縄県の今度の発表は大きな勇気が要ったことだと評価しているという新聞記事なども拝見いたしました。そういう意味で、南風原町としても県の調査に準ずるような把握をしっかりとやって、それを総合的に解決していくという県と同じような行動が求められるのではないかと趣旨での質問です。改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。県が全国でも初めてと言われる子どもの貧困問題に関する沖縄子ども調査ということで学校アンケートをして調査されております。これによると今の就学援助を知っているか知っていないか、あるいは食べ物を買えなかったことがあったのかとか、金額の問題とかいくつかアンケート事項があります。新聞報道でもありました、今後、県は基金を活用してこの調査をさらに掘り下げた調査あるいはまた別の調査とかそういうことをやっていく計画をしているようです。町としてこの貧困問題があると思います。沖縄県が全国一1人当たりの所得が少ない、離婚率も一番高い、必然的にひとり親が一番多いとかそういう部分がございます。それは全県的な傾向だと思っておりますので、われわれとしましてはまず県が示した計画に沿いながらも、そして町独自の新年度から取り組むこの計画によって今把握している支援を必要としている子どもたちにしっかりと支援が届くよう取り組んでいきたい。今後、県が再度調査した部分を見ながら、もし町が独自に調査しなければ分からないようなことがあるようであればそのときに対応したいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 県全体のトレンドと言いますか県全体の傾向、それと南風原町も同じであろうというような前提があつての今のご答弁だと思います。それはおそらくそうで

しょう。しかし、南風原町としてはどうしてもこれはできないというのがあるのかどうか。そういった調査が困難だ、できない、不可能だということなのか。それともコストとデメリットでそういうようなことに費やす支援は無駄だと、町の調査結果を活用すれば済むことだという考えなのか、この点をお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。調査をすること自体は可能であります。この県の調査も学校をとおしての学校アンケートでございます。あとは分析したり委託料など費用が発生してまいりますので、当然、財政の部分で負担は出てきます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、南風原町独自の調査という部分で、極端に県全体との、要するに南風原町はこういう部分が劣っている、足りないといったことが見えて来るかどうか、そのへんは調査の項目によるかと思いますが現時点で県の計画、県の把握した調査、それから町がすでに把握しています支援を必要としている子どもたちへの対応をしっかり取っていくことで、南風原町の子どもたちの貧困問題の解決につながっていくものと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 あまり必要性、それによる効果とそれにかかる労力などもちろんだと思えますけれども、そういったことよりも対策に集中したいと理解できるわけですが、私は、南風原町は南風原町で南風原町の役場なので南風原町の実態がどうなのかを把握することは大事であるということで考えました。町長、改めましていかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。例えば一つの例で言いますと、若年出産がございます。母子手帳の発行からですが、南風原町で年間 10 人程度であります。率にすると 2.6 パーセント。沖縄県全体でも同じようなパーセントでございます。指標一つ一つを見ていてもやはりこれは全県的で極端な差はないものと思っておりますので、現時点では今あるわれわれが把握しております支援が必要な世帯、あるいは引きこもりの子ども、そういった子どもたちへの支援、家庭への支援にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 堂々巡りになるようです。これと当然関連するわけですがけれども、

町としての総合的な、今回具体的に事業もスタートさせるということで提案いただいています。大変良いことだと思いますけれども、全庁的な各部署含めた計画、今は子ども・子育て計画にあるのでそこを推進していくと答弁がありました、私も深く掘り下げたわけではないですし、先ほどの質疑でも私の後での質疑にもありますように雇用の問題が大きなかかわりが出てきますし、それから県でも対策等の接点として学校をプラットフォームでしたか学校をメインで考えているというようなことでした。南風原町としてもこの問題に特化した計画が必要なのではないかと思いますけれども、これはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この貧困に対する県の計画がございしますが、町独自のということでのご質問です。先ほど副町長からも答弁がございましたように、子ども・子育て支援事業計画にも盛り込んでいっております。2月に策定されました南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも子どもが安心して育つ環境づくりの項目のなかで、子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制の構築事業のかたちで、施策としてこういうことをということで盛り込んでおります。それから、これまでも支援が必要な家庭、子どもたちへのいくつかの事業は行ってきておりますので、そういった部分を全部含めて、そして新たな取組を含めて施策としてしっかりこの貧困問題解消に向けて取り組むことにしております。こういった計画に関しましては、既存にうたっておりますのでそこをしっかりと達成させていくというふうに考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ちょっと角度を変えますけれども、県の計画は特に新聞などでも特徴として報道されているのが、子どもの貧困を自己責任論ではなく社会全体の問題として捉えて県において克服すべき最重要課題と認識しているということでした。町長は南風原町行政の責任者でございますので、そのような観点でこの問題に取り組まれるかどうか伺いたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今回の貧困問題というのは全国的な問題、また沖縄県の問題、また私たち南風原町民としても大きく認識を持って取り組んでいかなければいけない。そういう面ではうちの担当の皆さん方は、子ども貧困の問題等においては県よりもむしろ私たちが、県は間接的で、直接かかわるのは市町村が大きいと思っております。県よりも行動を起こしながら実践し、何に困っているのか、また私たちは何が実践できるのか、また行政

だけではなく N P O の皆さん方、地域の皆さん方も巻き込んで何ができるのか、私たち町全体の視点として捉えて、社会全体の視点として捉えて、責任を持つての目配り気配りも一番大事だと思っております。この貧困問題等においては、私たちも実践、動きもやっておりますのでこの動きを見ながら、さらにまた県が調査した視点以上に、県からはこういう指示があるが私たちは独自にやらなければいけないという問題も見えてくると思っていますので、走りながら前進をしていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 確かに県と比べますと南風原町が直接住民と接している一番身近な自治体です。一番触れる機会の多いそれぞれの部門でそうだと思いますけれども、だからこそ大事な問題として取り組んでいきたいという決意だと聞きました。私が聞いたかったのは、自己責任論。これはもうこの人が仕事をしていないからだとか、その人の生活に問題があるのだとかそういうことに追いやるのではなくて、社会問題だという同じような認識に立てるかということでした。もし答弁がありましたらまたお願いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 貧困の問題というのは、自己責任ではなく皆の問題だと、課題だと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ありがとうございます。それでは、(3)の①から③についてですけれども、今、副町長から非正規職員の皆さんへも産休・育休を平成 28 年度から実施するという事で答弁がありました。大変良いことだと思います。ところで、この場合の、それを活用する職員は有給ですか無給ですか確認をしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 産前産後、育児時間休暇等々、それは無給の休暇となります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 無給ではあってもそういった事情で休暇を取ってもその後、仕事に戻れるというようなことですので、それはそれで大きな前進だと評価したいと思えます。



それから②で発注に際しての話ですが、それは現在やられている制度をそのままやればそうなるわけですし、入札参加申込書類には正規職員の数を記載する欄はないと、だからできないという答弁は、それは現状を言っているだけです。勤める人たちがちゃんと待遇されるといところが、役場との契約に有利なのだよというような条件を付けて、それを促していくことが私は必要だと、そういう面からの質問なのです。当然、今そうなのであればそれを変えなければできません。そういう機会がないとか、そんなのは当たり前です。それを入れることはできないのかという提案ですので、改めてお聞きします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。非正規職員ということではございますけれども、基本的には臨時職員若しくは嘱託職員制度ではないかと思っておりますけれども、事業所が事業の趣旨によってその臨時職員、嘱託職員、いろんな制度があろうかと思えます。それを私どもの公共事業を発注する際にその区別が付けられるかどうかについて非常に疑問がありまして、まずそれを詳細議論したことはまだございません。また、ご存じのとおり、役場としても臨時職員、嘱託職員もいるなかで、その公共工事に対するものを評価することは、結局は一種のダメ出しをするものにもなり兼ねないのではないかと思っておりますので、それについては今後議論が必要だと思っております。また、県のほうも調べておりますけれども、そういった評価は今回確認ができておりません。いずれそういった計画がもし出るようであれば、南風原町としても検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 そう簡単に進むとは思いませんが、今いみじくも部長がおっしゃったように、役場自体が全体の頭数なり時間なりに占める非正規の率を相当持っていながら、契約する事業所にそんなこと言えないよと、これが今の答弁だと思います。先ほどの議論にもありましたけれども、もちろん一気にこれを改善するということは期待もできません。でもやはりそういう姿勢で取り組んでいただきたいことは申し上げておきたいと思えます。正社員の数だけの話でしたけれども、そもそも従業員を低い段階において、最低賃金程度に抑えてそれでもってコストを下げた役場の入札に通るといようなことが推奨されるということではないと思うのです。従業員にもちゃんとした待遇を与えて、且つまた役場の金額的なものでも入札にかけると、こういうふうにしていく必要があると思えます。ただ、では力の弱い業者はいつも取れないのかということにもなり兼ねませんから単純にはいきませんが、ぜひそういった視点は持っていただきたい。子どもの貧困問題というのは、広げればどこまでも広がることにもなってしまうかも知れませんのでこの程度に

留めたいと思いますが、就学援助については先ほどの答弁でもありましたけれども、県の水準よりも周知されているのではないかとありましたが、それは改めて実際どうなのか。周知して活用する率があまりにも沖縄は低いという実態があるわけですから、そういう観点で必要な家庭にはしっかり支援が届くように県全体としてもそういった数値を掲げているわけです。今でも一生懸命周知してもらっているわけだけれども、それで今の県全体で 20 パーセントという実態なので、そしてそれをゼロにするのですからなお一層の改善が求められると思いますのでぜひ努力をしていただきたいと思います。

それでは、4 点目の各部の施策ということでは、教育部とそれから民生部の報告がございました。確かに経済建設部に特に子どもに特化してとなると答え辛い部分もあるのかという面もありますけれども、ただ、全体としては皆さん共通認識だと思いますなんといっても雇用の確保、産業の振興と言いますかね、そういったものがそのバックに、基本的なところにある。これが改められなければ、出てきた現象に対応するだけと言っては大変失礼ですがそれは緊急的に必要だけれども根本的な解決にはならないと思いますので、経済部においてはぜひそのような視点を引き続き持ってがんばっていただきたいと思います。

次の待機児童対策に関して確認したいと思います。このあいだ子ども・子育て会議ですか、それを開催して計画を変更する手続きを進めているということでした。私は、それは妥当だと思います。高く評価すると言えば言えると思いますが、誤解を恐れずに言えば平成 27 年度からスタートしたばかりのこの計画を初年度も終わらないうちにもう計画変更しなきゃならないというのが現実あるわけです。これはやはり推計の幅が狭かったのかということが問題なのではないかとも思います。これは指摘をしておきたいと思います。計画を変更して平成 28 年度に設けられる 1 園に加えてあと 2 園、60 人定員の 2 園を進めるということが内容だと思いますけれども、平成 28 年度建設は平成 29 年度から保育が始まるわけですね。それから今追加で計画を変更して設置される 2 園はいつから保育が始まることになるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。新たに追加しますこの 2 園についても、平成 29 年度から保育を始めていけるように取り組んでまいります。そのためにも、新年度明けまして、またこの整備に向けての予算補正を上程させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 確か町政一般報告のなかで差し替えがきて黄色のマーキングがされていたなかでは建設が始まるという書き方だったと思うので、いつから保育するとは書か

れていなかったのを改めて確認をさせていただきました。それは今の実態に対応していく点では相当がんばっているとも言えるし当然と言えば当然と言えると思うのです。そもそも児童福祉法が改正されていますけれども、それでもその 24 条は市町村には保育を必要とする児童を保育しなきゃならないという規定があるわけですから、その意味では待機児童 1 人だっていちゃいけないはずなのです。5 人だからいいとかそういう話じゃないはずで、法律を守って当たり前ということですので、そのように思います。町長、お手元に行きましたか。先ほど寛淳議員の質問のなかでもありましたが、保育園に落ちたというタイトルのブログがたいへん大きな話題になって共感を広げて、これを取り上げた国会での質疑に総理大臣からこれは匿名だから確かめようがない議論できないという答弁が出たり、あるいは誰が書いたんだというヤジが飛んだりということがさらに話題になって、「保育園を落ちたのは私」だと大きなプラカードを作って国会前に大勢が集まってさらに問題は大きくなるという事態が起きています。短期間に 2 万 7,000 人近くの署名が集まるということなどもありました。また、とうとう総理大臣は、参議院の予算委員会で、子どもを生み育てる若い家族を取り巻く環境をもっと温かく配慮に満ちたものにしなければならないとして、待機児童 0 を必ず実現していく決意だと答弁させています。また、保育士不足についても、具体的で実効性のある待遇の改善策を示して不足している人材を確保したいと述べるに至りました。今日は答弁がありませんでしたけれども、保育士の給与補助を今年度から 3,000 円から 5,000 円に 2,000 円アップとのことですが、これは元に戻っただけなのです。以前 5,000 円でした。それも行革のあおりで減額されていった。それがようやく元に戻ったということなのです。今回の議案に出ていますけれども、町長はじめ職員の皆さんの宿泊を伴う出張の日当を 1,500 円から 3,000 円に戻すというのと同じなのです。そういう意味では、この改善をさらに進めることを要望したいと思います。

テニスコートの改善について移りますけれども、これだと水たまりの所に土を補充してやるという程度の答弁にしか聞こえないのですけれども、これは何年になるのでしょうか、学校開設当時からでしょうか、土の入れ替えなどやったのかどうか、もし分かるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 南星中学校のテニスコートについてでございます。全面的改修ではなかったと思いますが、側溝をさらうとか 6 カ年か 7 カ年前でしたか、ちょっと改修的なことをしています。その後はやっていませんけれども、そういうことで 6 年か 7 年前に少し手を入れたということがあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私はその構造のことはよく分かりませんが、排水の暗渠などはあるのかどうか。そういった抜本的な、場合によっては土を入れ替えるとか、すぐにはできなくても計画に入れていく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 テニスコートの体育館側と反対側に暗渠があります。そこに今、少し水がたまったような状況があったのでしょうかね、排水溝に向かって土堀でやられている所などあります。そういうことで、学校側と調整してやっていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ぜひ適切に配慮していただきたいと思います。

バス停の屋根の問題ですが、ずっと取り上げさせてもらっていますけれどもなかなか進みません。町長と部長にももちろん同じ文書を持って行ったと思いますけれども、マニュアルというものをお届けしました。この付属の表によりますと、南風原町役場前の上りについては、要望点数というのがあるのですがそれがゼロになっています。この時点においては、要望されていないということになっているのですよね。これはどう説明されますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。この県のマニュアルの作成が平成 25 年 3 月 25 日となっております、こちらから役場前の要請が出されているのが平成 26 年 10 月ということでこのマニュアル作成後になっていることからこの資料になっているのではないかと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それと答弁のなかでも電気だとか共同溝ですかそれがあって、それから擁壁の基礎があってここには柱が立てられないという答弁がありましたけれども、私は非常に不思議に思うのです。この県道工事がここまで来る前に質問をしていると思うのです。であれば、柱が立たないような造りをしなかったのではないかと、連携が全然とれていないのではないかと思うのです。それとこれにも書いてありますが、役場側の擁壁を活用して屋根を取り付けることが工夫すれば可能ではないかと思います。もちろん、バスが寄る入り込んだ所、そこからまた距離があるかも知れませんが少くくればこの擁壁を活用してできるのではないかと思うのです。いかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。手元に細かい資料がございませんので的確ではないかも知れませんが、要望が平成 26 年 10 月ですので、すでに役場前の県道については整備が始まっております、設計も出来上がっているのと、また要望先が県道の整備と上屋の整備云々とはちょっと異なりまして、そういった連携がその时期的な絡みもあってうまくいっていなかったかという気もします。今回、要請したことが歩道部の狭小によりというのは、今現在進めています上屋については基礎が標準部で事業が発注されておまして、それにどうしても埋設物関係でできないということでありまして、今後はその標準タイプではなくて各場所に合った基礎を持って行っての上屋についての整備を要請していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 部長、もう退職してしまうので大変残念ですが、ぜひ見つけてください。よろしくお願ひします。それから、県道の歩道工事については、どうやら事業化されているとのことですので、ぜひ部長もそれを見届けていただきたいと思ひます。以上、終わります。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会（午後 3 時 02 分）